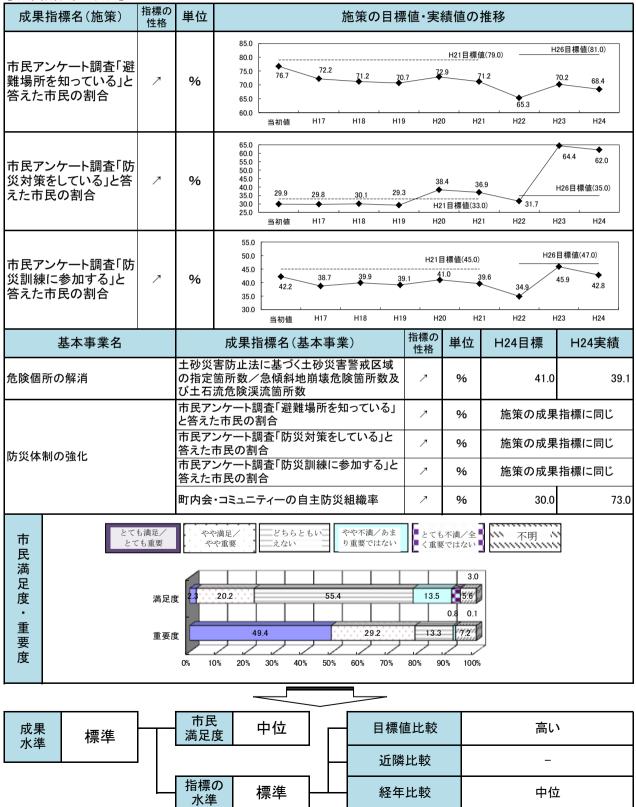
2 - 1 自然災害対策の推進

評価責任者名 総務部長 菊地 昭夫 評価シート作成者名 副消防防災監 熊谷 優

【施策の目的(目指す姿)】

対象	意図
(誰を, 何を対象としているか)	(この施策より対象をどのように変えるのか)
市民·関係機関·市域	水害や地震などの自然災害から守られる

【成果指標等の状況】



【取組内容と成果】

自然災害から, 市民の生命・身体を守り, 被害を軽減するため, 市民の意識の高揚・自主防災組織の結成促進・危険 箇所の巡回や改修工事・防災関係機関との連携などの取組を行ってきた。

自主防災組織の結成促進については、当市における組織の結成率(結成率:平成24年度末73.0%,23年度末71.5%,22年度末67.5%)は、国(77.4%)や県(76.6%)における場合と比較してまだ低い状況にあり、市民協働の防災体制づくりを目指し、町内会やコミュニティを中心とした全市的な「自主防災組織」の結成促進と育成強化に取り組んだ。危険箇所への対策としては、地震や水害等の自然災害に備え、被害が最小限になるよう、斜面等の危険箇所のパトロールや水防訓練への参加、河川・ダムの情報伝達訓練への参加、災害時の情報収集伝達手段としての防災行政無線の保守点検、河川の改修工事などを行ってきた。

さらに,大規模災害時における防災関係機関の連携と,市民の防災意識の普及・啓発を図るため,総合防災訓練を 行ったほか,非常食糧等の備蓄に努めた。

【成果を押し上げた要因】

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

東日本大震災が発生した23年の市民アンケート調査では、「防災対策をしている」と回答する割合が急激に増加し、 防災に対する意識の高まりが見られたが、24年の同調査では、他の調査項目を含めてわずかではあるが前年の数値を 下回る結果となり、震災後間もない時期の緊張感が薄れたものと推察する。

【これからの課題】

大規模災害時において,市民の安全・安心を確保するため,これまで進めてきた自主防災組織の結成促進をさらに 進めるとともに,消防署等との連携による各種訓練や講習により,災害や火災等の被害を最小限に食い止められるよう,結成された自主防災組織の育成強化を図る必要がある。

また, 市民アンケート調査結果では, 「避難場所を知っている」「防災対策をしている」「防災訓練に参加する」と答えた割合が, それぞれ前年より低下していることから, 市民への防災知識の普及をさらに推進しながら防災意識の醸成を図るとともに, 災害時の被害を軽減するため、防災情報となる防災マップの改定を進める必要がある。

さらに,継続して斜面等の改修工事による危険箇所解消や,土砂災害警戒区域の指定による危険回避,河川の改修 工事による被害防止などの対策を進める必要がある。

【各主体に期待する役割】

〇市

【危険箇所の解消】

- ・居住者等の関係者が、危険箇所の状況と土砂法の制度について承知できるよう情報の提供と説明。
- ・危険箇所調査や指定等具体的事務を進める岩手県に対する事務協力。
- ・土砂災害警戒区域に指定された箇所については、「盛岡市地域防災計画」に避難体制等必要な内容を盛り込み、土砂災害発生の恐れがある場合の情報の伝達や非難誘導を行う。

【防災体制の強化】

防災の第一次責任を有する地方公共団体として、市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、防災関係機関等の協力を得て防災活動を実施する。

〇 国・県・他自治体

【危険箇所の解消】

- ・土砂災害の発生の恐れがある箇所の調査及び情報の提供。
- ・ 土砂災害警戒区域指定等の具体的事務の執行。

【防災体制の強化】

県は自ら防災活動を実施し, 市を含む防災関係機関が処理する防災に関する事業を支援し, かつ総合調整を行う。

O 市民·NPO

【危険箇所の解消】

- ・土砂災害の防止は、上記のような行政側の「知らせる努力」と住民側の「知る努力」による相乗的な社会システムの構築が必要である。従って、自分の住む(或いは所有する)場所の状況を知り、災害が発生する恐れがある場合の避難等について予め心得、そのような場合には必要な行動をとれるようにする。
- ・土砂災害防止法の趣旨を理解し、区域指定の必要性を理解する。

【防災体制の強化】

大規模な災害が発生した場合, 市及び防災関係機関の対応には限界があることから, 自分の身は自分で守るという 認識の下, 自ら災害に備える手段を講じる。

〇 企業・その他

【防災体制の強化】

事業活動に当たって、地域の構成員であることを自覚し、地域の防災活動に協力する。

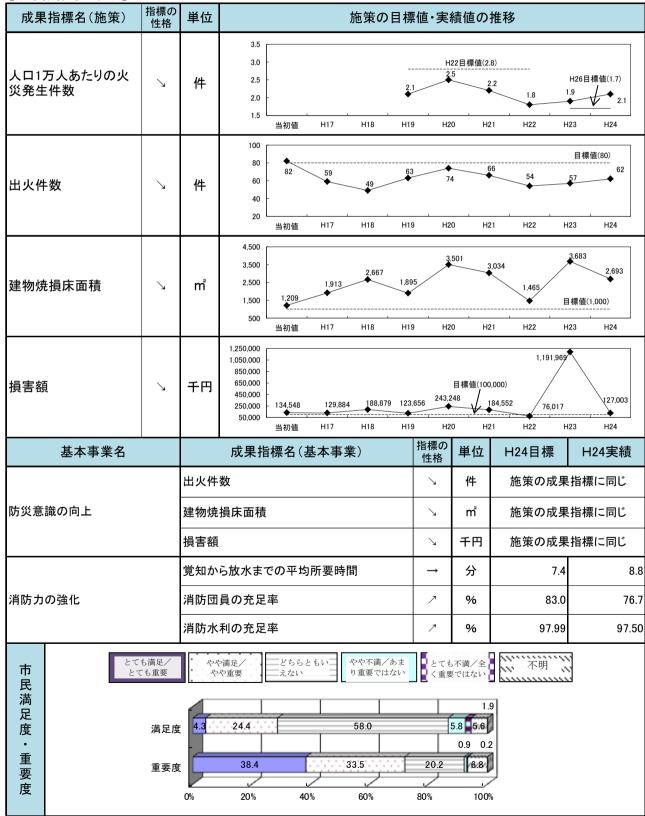
2 - 2 火災に強い消防体制の構築

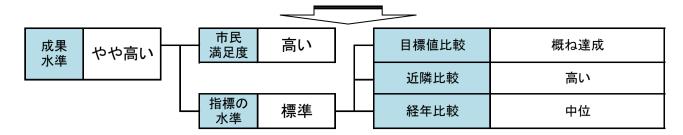
評価責任者名 総務部長 菊地 昭夫 評価シート作成者名 副消防防災監 熊谷 優

【施策の目的(目指す姿)】

対象	意図
(誰を, 何を対象 <i>と</i> しているか)	(この施策より対象をどのように変えるのか)
市民市域	火災から守られる

【成果指標等の状況】





【取組内容と成果】

消火活動等に従事する消防団員について、団員の確保や処遇改善、装備品の充実を議会等から要望されているため、消防団員の資質向上や消防用装備品等の充実、防災の拠点施設としての地区コミュニティ消防センターの整備等を計画的に実施したほか、消防団員の活動しやすい環境整備のため、消防団員を雇用している事業所の理解と協力を得るための消防団協力事業所制度を平成21年3月に導入し、現在11事業所(24年度は1事業所に交付)に表示証を交付した。

また,市民の生命,身体及び財産を火災等の災害から守るため,消防庁舎の建設や消防車両などの消防防災施設等の整備を行うための経費について,盛岡地区広域消防組合に負担金を支出し,消防力の整備指針に沿った常備消防の整備に努めた。

これらのほか,防火を含む市民協働の防災まちづくりに向け,住宅用火災警報器設置の普及推進に努めるとともに,住民の防火意識の高揚や自主防災組織の結成促進(結成率:24年度末73.0%,23年度末71.5%,22年度末67.5%)に努めたほか,婦人防火クラブや婦人消防協力隊の活動支援を行った。

成果指標上は、出火件数が前年よりわずかに増加したものの、火災による損害等が減少していることから一定の成果が得られた。

【成果を押し上げた要因】

出火件数については、目標値を達成していることから、火災予防活動の効果と市民の防火意識の広まりによるものと推察する。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

成果指標上は、24年の出火件数が23年よりわずかに増加したものの、火災による建物焼損床面積及び損害額が減少していることから一定の成果が得られた。(23年は、商業施設の火災発生により、損害額が過去の実績値と比較して突出した。)

住宅防火対策として,23年6月から住宅用火災警報器設置の義務化に伴い,普及推進に努めているところである。 (普及率:22年度 46.9%,23年度 59.2%,24年度 63.3%)

【これからの課題】

消防団員数の減少や高齢化は全国的な傾向であるが、当市においても同様の状況が進んでいる。また、サラリーマン団員の割合が増加し、現在では8割弱を占める状況である。この傾向は、さらに進行する可能性が高いことから、消防団員の資質向上や消防用装備品の充実をさらに推進するとともに、消防団員の活動環境の整備のため、消防団協力事業所表示制度のさらなる拡大を図っていく必要がある。

さらに,消防無線のデジタル化及び盛岡中央消防署庁舎の建設のほか,老朽化した消防庁舎の建替え等に向けた取組を推進する必要がある。

【各主体に期待する役割】

〇市

【防火意識の向上】

市民に防災意識の高揚を図るとともに、住宅火災による死者の低減を図るため、すべての住宅に住宅用火災警報器が設置されるよう普及推進に努める。

【消防力の強化】

複雑多様化する災害に対応するため、消防力の基準に合った施設や装備等の整備を計画的に行うとともに、消防署員及び消防団員の確保や資質の向上を図る。

〇 国·県·他自治体

O 市民·NPO

【防火意識の向上】

家庭から火災を出さないよう、婦人防火クラブや婦人消防協力隊などによる火災予防活動に努める。また、出火防止については、日頃から市民一人ひとりの注意が必要であることから、防火意識の高揚を図る。

〇 企業・その他

【消防力の強化】

自衛消防隊を組織し、事業所内等の火災の初期消火を担い、被害の軽減を図る。

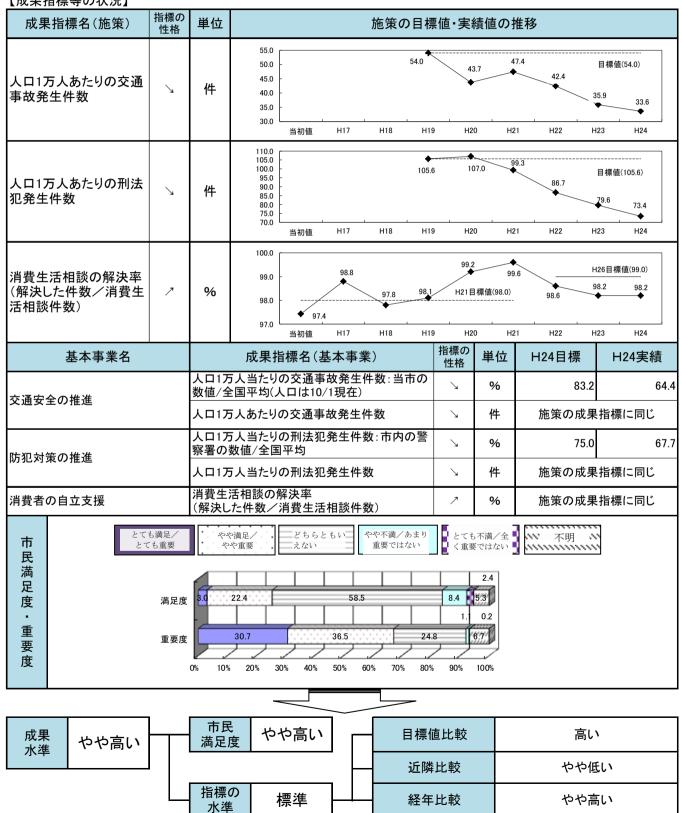
市民生活を守る安全対策の充実 3

評価責任者名 市民部長 細川 恒 評価シート作成者名 市民部次長 沼田 由子

【施策の目的(目指す姿)】

対象	意図
(誰を, 何を対象としているか)	(この施策より対象をどのように変えるのか)
市民	身近な犯罪や事故等から守られる

【成果指標等の状況】



【取組内容と成果】

【交通安全の推進】

市民が交通事故の犠牲者とならないように、警察署及び交通安全協会と連携し以下の事業を行い、交通安全意識の浸透を図った。

- ・各種交通安全教室(対象: 幼稚園・保育園・小中学校・老人クラブ等, 交通安全シルバー・父親母親推進員)
- ·在宅訪問指導(対象:高齢者)
- •夜行反射材添付活動(対象:高齢者)
- ・交通指導員による朝夕の街頭指導(通学路)
- ・自転車安全利用推進活動(街頭指導,平成24年度は岩手大学からの依頼により学生に対する指導を行った) その結果,盛岡市の人口1万人あたりの交通事故件数は33.6件と前年度より2.3件減少した。全国の52.2件と比べても低い 状況にある。また,近隣自治体と比較しても高くない状況から,取組の成果は得られている。

【防犯対策の推進】

犯罪防止活動は地域ごとの日常の取組が重要であることから、盛岡市防犯活動推進計画に基づき自主防犯活動団体への防犯パトロール用品の支給や町内会を対象とした防犯知識を高める講習会の開催及び広報紙への防犯啓発記事の掲載などの事業や支援を行った。

その結果,盛岡市の人口1万人あたりの刑法犯発生件数は73.4件で前年度より6.2件減少した。近隣自治体と比較して,まだ高い状況ではあるが,全国108.4件と比較して低い状況にあり,また,東北県庁所在地の中でも3番目に低い状況で,市民の防犯意識向上が図られている。

【消費者の自立支援】

22年度から盛岡広域圏8市町村で消費者行政の共同実施に取り組み、盛岡市消費生活センターはその中核を担うこととなり相談体制の充実によるきめ細かな対応と消費者教育啓発活動を実施してきた。その結果、24年度における消費生活相談の解決率は98.2%となり、目標値としていた99.0%は下回ったものの高水準を維持している。

【成果を押し上げた要因】

【交通安全の推進】

交通事故は全国的にも年々減少傾向にあり,当市においても同様の傾向を示している。これは,これまで地道に行ってきた 各種事業による交通安全意識の浸透による成果と考えられる。

【防犯対策の推進】

警察等関係機関との連携や、これまでの継続的な事業が、刑法犯発生件数の減少につながっているものと考える。 【消費者の自立支援】

盛岡広域圏を含んだ出前講座・啓発紙の配布等の消費者教育啓発活動の取組と、積極的な研修参加や研修実施等を行い相談員のスキルアップを図る等、相談体制の充実に努めるとともに、きめ細かな対応を実施したこと、また、弁護士会等関係機関との連携により相談窓口の高度化を図ったことが成果を押し上げた要因と考える。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

【これからの課題】

【交通安全の推進】

- 交通安全対策について,交通事故死者数に占める高齢者の割合が高いこと,また,全事故に占める自転車事故の割合が高い ことから,高齢者の事故防止啓発活動及び自転車利用者の事故防止啓発活動の必要性が高まってきている。

【防犯対策の推進】

防犯対策について, 市の刑法犯発生件数は13年以降減少傾向が続いているが, 無施錠被害の割合が高い状況が続いていることから, 鍵かけ励行の啓発活動の必要性が高まってきている。

【消費者の自立支援】

消費生活相談には年々複雑、多様化した案件が寄せられてくるとともに、消費者関連法も2~3年で改正されていることから,専門機関が実施する各種研修にできるだけ派遣し,相談員のスキルアップを継続して図ることが必要である。

【各主体に期待する役割】

0 市

【交通安全の推進】

幼児から高齢者までの各世代を対象とした交通安全教室の開催や季節ごとの交通安全運動等の啓発活動により,交通安全に関する知識の普及と交通安全意識の高揚を図る。市が管理する道路等にカーブミラーや路面標示などの安全施設を整備することにより交通事故が起こらないような環境をつくる。

【防犯対策の推進】

犯罪防止活動は地域ごとの日常の取組が重要であることから, 自主的防犯活動団体への防犯パトロール用品の支給や防犯知識を高めるために町内会を対象とした講習会の開催など防犯活動の支援を行う。

【消費者の自立支援】

消費生活相談,消費者教育の実施,消費生活全般に関する知識の普及及び消費者の自立に必要な情報の提供。消費者の利益の擁護及び増進に関する施策の推進。

〇 国・県・他自治体

【交通安全の推進】

道路管理者としての国や県が、街路灯の設置や道路標識、カーブミラーなどの安全施設を整備することにより交通事故が起こらないような環境をつくる。警察は、無謀運転による交通事故を防止するため取締りを行うほか、交差点などの危険箇所に信号機などの交通安全施設を整備することにより交通事故が起こらないような環境をつくる。

【防犯対策の推進】

犯罪の抑止には、警察の巡回や取締りが重要である。

【消費者の自立支援】

消費者の利益の擁護及び増進に関する施策の推進

O 市民·NPO

【交通安全の推進】

市民一人ひとりが事故に遭わない、事故を起こさないとの意識を持ち、交通安全に努めることが重要である。

【防犯対策の推進】

「自らの安全は自ら守る」という意識を高め、日常から犯罪の抑止に結びつく行動を心がける。

【消費者の自立支援】

市民(消費者)は消費生活全般に関する知識の取得及び情報の収集等,自主的な行動に努める。消費者団体等は消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明,消費者に対する啓発及び教育,消費者被害の防止及び救済のための活動など消費生活の安定及び向上を図るための行動。

〇 企業・その他

【交通安全の推進】

鉄道、バス、タクシー等の交通事業者や運輸事業者などはもとより企業も交通安全に努めることが重要である。

【防犯対策の推進】

不特定多数の者が自由に往来し,利用する公共的空間や商業施設,繁華街など犯罪が発生しやすい場所や施設について,犯罪が起こりにくい構造の整備,維持管理など企業の役割も大きくなっている。

【消費者の自立支援】

消費者の安全及び消費者との取引における公正の確保。消費者との間に生じた苦情等に対する適切な処理。国または地方公共団体が実施する消費者政策に対する協力。